

訪問看護重要事項説明書

〈令和 6年 10月 1日現在〉

I 訪問看護事業者の概要

法人名称	合同会社 エリスリナ		
代表者	金城 里奈		
所在地	住所	沖縄県南城市大里字仲間428番地1	
	電話	098-975-5868	
	FAX	098-975-9268	
設立年月日	令和2年2月27日		

II 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアサイクルの駅 訪問看護レインボー			
管理者	金城 里奈			
所在地	(住所)	沖縄県南城市字古堅820-6 グランコート古堅 I 201		
電話	098-975-5868	FAX	098-975-9268	
サービスの種類	訪問看護・予防訪問看護			
介護保険事業所番号	4761390337			
通常の事業の実施地域	南城市、与那原町、八重瀬町、南風原町、西原町、糸満市、豊見城市、那覇市			

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅要介護者について、合同会社エリスリナが設置する、ケアサイクルの駅訪問看護レインボー(以下「事業所」という)が行う、指定訪問看護事業(以下「事業」という)は、居宅要介護者(以下「利用者」という)について、利用者の居宅において、診療の補助及び療養の世話をを行い、厚生労働省令で定めるもの等の適切な訪問看護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養支援を行います。 ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。 ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算	備考	職種	人員	常勤換算
保健師	常勤1名以上	若干名	管理業務 を含む	理学療法士	若干名	若干名
看護師	常勤1名以上、非常勤1名以上	2.5以上		作業療法士	若干名	若干名
准看護師	若干名	若干名		言語聴覚士	若干名	若干名
				事務職員	若干名	1程度

(4) サービス提供時間

サービス種類	平日(月・火・木・金)	土
訪問看護	午前9時～午後5時	午前9時～午後1時

※年末年始(12/29 から 1/3)及び旧盆は「祝日」の扱いとなります)

Ⅲ サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

Ⅳ 費用

(1) 基本単価(介護報酬)

所要時間	訪問看護	介護予防事業
30分未満	471単位	451単位
30分～1時間未満	823単位	794単位
1時間～1時間30分未満	1128単位	1090単位
20分あたり(理学療法士等)	294単位	284単位

(2) 加算減算(介護報酬)

加算の種類	単位数	要件
夜間・早朝加算	基本単価の25%/回	夜間(午後6時～午後10時)、 早朝(午前6時～午前8時)に訪問看護を行った場合
深夜加算	基本単価の50%/回	深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅰ)	254単位/回	複数の看護師等が同時に30分未満 の訪問看護を行った場合
	402単位/回	複数の看護師等が同時に30分以上 の訪問看護を行った場合

複数名訪問加算(Ⅱ)	201単位/回	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合	
	317単位/回	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合	
長時間訪問看護加算	300単位/回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位/月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、従業員の安全を確保しつつ、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合	
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている 気管カニューレを使用している 在宅気管切開患者指導管理を受けている 留置カテーテルを使用している
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月		<ul style="list-style-type: none"> 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を留置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
ターミナルケア加算	2500単位/月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合	
初回加算(Ⅰ)	350単位/月	新規に、訪問看護計画書を作成した利用者に対し、退院当日に訪問看護が初回の訪問を行った場合	
初回加算(Ⅱ)	300単位/月	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合、訪問看護計画書を作成した場合	
退院時共同指導加算	600単位/回	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合	
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等と同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合	

- ①介護保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)
- ②医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)
- ③運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ④運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(3)その他の費用

- ①交通費・・・ 介護保険による介護サービスの場合は不要です。
※通常実施地域以外の地域の場合は、1キロメートルにつき 20 円のご負担となります。
- ②衛生材料費・・・ケアに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。
※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。
- ③交通費、衛生材料費など利用者負担金は、Ⅳ.(1)(2)とともに、翌月の15日すぎに請求書をお送りしますので、現金もしくは口座振り込みでお支払いください。
- ④上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。⑤その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担です

V キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は次のキャンセル料が発生します。

ご連絡のタイミング	キャンセル料
①前日16時までに連絡があった場合	なし
②前日16時以降から 当日訪問予定1時間前までに連絡があった場合	500円
③訪問1時間前までに連絡がなかった場合	3000円

VI 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関	連絡先		
	主治医名			
緊急連絡先		氏名	続柄	電話番号
	連絡先①			
	連絡先②			

VII 事故発生時の対応

ご利用者様に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	事業活動総合保険
保障の概要	賠償責任保険

VIII 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の窓口	所在地	沖縄県南城市大里字仲間194番地1階		
	電話番号	098-975-5868	FAX番号	098-975-9268
	受付時間	月・火・木・金 午前9時～午後5時、土 午前9時～午後1時		
南城市	東部地区: 佐敷、知念、玉城の一部(親慶原、喜良原、仲村渠、垣花)	南城市地域包括支援センターしらゆり 月～土 午前8:30～午後5:30 南城市佐敷字津波古432番地 電話:098-988-0638(夜間・休日対応可) FAX:098-988-3095		
	西部地区:大里、玉城(親慶原、喜良原、仲村渠、垣花を除く)西部	南城市地域包括支援センター 東雲の丘 月～土 午前8:30～午後5:30 南城市大里字大城1392番地 特別養護老人ホーム東雲の丘 2階 電話:098-987-6669(夜間・休日は、TEL098-946-2051) FAX:098-987-6722		

沖縄県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理相談窓口

所在地	〒900-8559 那覇市西3丁目14番18号(国保会館)
電話・FAX	098-860-9026
受付時間	平日8時～17時

Ⅸ 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

防止・対策・研修への取り組み

(1) 虐待防止

- ① 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ② 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ③ 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ⑤ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

(2) 身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- ① 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(3) 認知症ケア

当事業所は、利用者の認知症ケアのため、次の措置を講ずる。

- ①当事業所の全従業員へ、認知症ケアに関する研修を定期的実施する。また認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的として実施する。
- ②認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。
- ③パーソン・センタード・ケア(いつでも、どこでも、その人らしく)本人の自由意思を尊重したケアを実践する。

(4) 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(5) ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼし(及ぼされそうになった)行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為(上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象)
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
 - ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(6) 業務継続へ向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(7) 職員の研修について

事業所は、看護職員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務執行体制についても検証、整備する。

- 採用時研修 採用後1か月以内

